平成２３年（フ）第１０３６号
名古屋市東区泉２丁目20番26号　マンションＡＡ３Ｂ号、申立時の住所名古屋市瑞穂区亀城町２丁目５番地の35
破産者　服部　芳直
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７６７号
愛知県一宮市祐久字九百坪148番地１
破産者　服部　　満
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５１１号
名古屋市千種区池上町３丁目10番地の６
破産者　常進こと　常川　智司
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０４３号
名古屋市西区浮野町166番地　ソフィア301号
破産者　稲葉　八望
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０８４号
名古屋市天白区野並１丁目61番地
破産者　永岡　　博
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６９号
名古屋市南区鳥栖１丁目12番８号
破産者　中江　光宏
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５２号
愛知県瀬戸市北脇町９番地　グランドヒルズ不二矢105
破産者　志水　真紀（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５４号
名古屋市緑区黒沢台３丁目1003番地　ハイツ香蘭３Ｃ号
破産者　岩瀬　　修
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３５５号
大阪市鶴見区諸口４丁目７番24号
破産者　西村　悦典
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６１８号
佐賀県唐津市坊主町553番地１　コーポＭ１号、開始決定時の住所大阪市大正区三軒家西２丁目13番19号
破産者　坂井登志子
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０５３号
大阪市東淀川区淡路５丁目９―11　ハイツ石井202号、開始決定時の住所大阪市東淀川区淡路３丁目17番14―802号
破産者　川上　勝利
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４８７号
奈良県生駒市壱分町231―１　アーバンライフ201号、住民票上の住所大阪府交野市妙見東５丁目８番19号
破産者　野口　満憲
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５７７号
大阪市生野区中川６丁目２番４号
破産者　李　　美羅
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６９９号
大阪市西成区岸里東２丁目13―22　岸里コーポ112号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区帝塚山１丁目10番８号　メゾンドール帝塚山402号
破産者　池田眞理子
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７６８号
大阪市西淀川区大和田２丁目６番８―804号
破産者　原工務店こと　原　　英和
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４０号
大阪市北区天満１―20―９―907、住民票上の住所大阪市福島区福島６丁目３番９号　竹内ビル４階
破産者　上田大志郎
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１５号
大阪府門真市沖町９番13号、前住所大阪府門真市舟田町43番17号
破産者　上田　孝男（旧姓金）
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１５号
大阪府八尾市西木の本１丁目19番地
破産者　諸麥　昭美
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７７号
大阪府守口市高瀬町３丁目５番12―203号
破産者　中道よしみ（旧姓今村・渡辺）
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部